

障害福祉関係ニュース 平成29年度5号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算352号
(平成29年10月6日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第7回～第10回）が開催される …P. 1
～各障害福祉サービス等の具体的な方向性について議論が行われる～
- 2 障害者基本計画（第4次）の各論についての協議が終了する …P. 4
～内閣府「第38回障害者政策委員会」開催～
- 3 新サービスの「共生型サービス」や、補装具の借受に関する省令項目が審議される …P. 5
～第86回社会保障審議会障害者部会を開催～

II. その他の関連情報

- 4 平成29年度福祉ビジョン21世紀セミナーのご案内 …P. 9
- 5 公益財団法人キリン福祉財団 公募助成のご案内 …P. 10

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（第7回～第10回）が開催される ～各障害福祉サービス等の具体的な方向性について議論が行われる～

現在、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下、検討チーム）」において、平成30年度報酬改定に向けた検討が進められています。

検討チームは、第2回～第6回にかけてヒアリングを実施した計47の関係団体の意見を踏まえ、8月25日（金）の第7回以降、直近では9月22日（金）の第10回まで開催されており、各障害福祉サービス等の具体的な方向性について議論が行われています。

第7回の検討チームでは、ヒアリングにおける関係団体からの主な意見について事務局より報告された後、次回以降に議論が予定されている新サービス及び既存のサービス毎の論点整理のベースとなる、「主な論点」について下記のとおり提案があり、議論の後承認されました。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた主な論点(案)

Ⅱ. 主な論点

1. 障害者の重度化及び高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活を支援するためのサービスの評価と地域生活支援拠点等の整備促進及び地域移行後の生活の場の確保

障害者の重度化や高齢化によりサービス利用のニーズが多様化する中、障害者が地域生活を開始・継続するために必要な支援を受けることができるよう、検討する必要があるのではないか。

また、障害者の自立支援の観点から、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームの確保等を行う必要があるのではないか。

2. 障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上を図る観点からの報酬・人員配置基準等の評価(医療的ケア児への支援及び居宅訪問型児童発達支援の報酬等を含む)

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加している中で、個々の障害児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるように、サービス提供体制を確保する必要があるのではないか。

また、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、利用する障害児が障害特性に応じた適切な支援を受け、生活能力の向上などが図られるよう、質の向上とその適切な評価を検討する必要があるのではないか。

加えて、重度の障害等により、児童発達支援等の通所支援を受けることが出来ない障害児を対象として新たに創設された、居宅訪問型児童発達支援の報酬等について検討を行う必要がある。

3. 精神障害者の地域移行を推進するための、地域生活支援拠点等の整備促進及び地域移行後の生活の場の確保とサービス提供体制の強化

長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくためには、地域移行後の生活の場や、地域生活を支えるためのサービス提供体制の確保などの取組を強化(医療と福祉の連携を含む)する必要があるのではないか。

具体的には、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進め、生活の場であるグループホームを確保するとともに、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する必要があるのではないか。

4. 就労支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し(就労定着支援の報酬等を含む)

障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を実現することができるよう、就労系障害福祉サービスにおける工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させ、一般就労への移行実績や工賃実績等に応じた報酬(体系)を検討する必要があるのではないか。

また、就業に伴う生活面での課題等を抱える障害者を支援するために創設された、就労定着支援の報酬等について検討する必要がある。

5. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

障害福祉サービス等の利用者が多様化し、サービスを提供する事業所数が大幅に増加している一方で、サービスの質の向上が求められるなど、障害者総合支援法の施行状況が変化する中で、制度の持続可能性を確保するために、効率的かつ効果的にサービスを提供できるよう、報酬等の見直しを図る必要があるのではないか。

このため、

- ① 支援の内容や質に応じた評価
- ② 利用者ニーズがあるがサービス提供体制が十分に確保されていない量的不足分野や必要量を超えてサービスが展開されている分野の適正なサービス量の確保等について、検討を行う必要があるのではないか。

6. その他

提案された案について、各アドバイザーからは下記のとおり意見が出されました。

- 主な論点の「5」に関しては、障害福祉サービス等を持続可能な制度に保つためには、マイナス改定とすることも視野にいれ、メリハリを考えていく必要があると思う。
- 主な論点の「1」の重度障害者・高齢障害者への支援は切実な課題である。具体的な重度障害者像、どのくらい重度障害者がいるのか、どのようなサービスが行われているのか、ニーズがまとまったデータが欲しい。入所施設からグループホームに地域移行した経営のモデルがないか。
- 地域生活支援拠点の整備に関しては、どのようなことを実践できるのか、イメージを各自治体が持てるようにしていきたい。人材確保が厳しいなか、賃金以外にやりがいや現場が元気になれるような議論をしたい。
- 当事者が地域に行くことが怖いと言っているとの話も聞く。今回の報酬改定により地域移行の魅力を発信していくことがメッセージとして必要である。利用者の重度化・高齢化による支援体制拡充の必要性はあるが、一方、現場で手がかかっているのは軽度者ということもある。自立生活援助などを使って軽度の方の支援を行っていくことを検討することも必要である。
- 「5」に関して、中小自治体にとっては、厳しい予算をいかに上手く効果的に使っていかかが重要である。頑張っているところにしていきたい。

第8回以降は、上記の「主な論点」に基づき、サービス毎の検討が行われています。第8回では、「自立生活援助」「共生型サービス」「共同生活援助（グループホーム）」「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が、第9回では「就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）」に加え、新設の「就労定着支援事業に係る報酬、基準等」について、第10回では「居宅訪問型児童発達支援」「障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）」「障害児入所施設に係る報酬、基準等」についての検討が行われました。

アドバイザーからは、「限られた財源の中で、質の高いサービスを提供している事業所を適切に評価する仕組みとすべき」との意見や、民間企業が参入している分野については、「公的な福祉サービスがやるべきことや、公的な福祉サービスでないといけないこと（行動障害、医療的ケア等）に人やお金を使っていたきたい」といった意見が出されました。

詳細及び配布資料につきましては、下記URLをご参照ください。次回（第11回）は、10月6日に開催され、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「施設入所支援」についての検討が予定されています。

[厚生労働省HP] ホーム>政策について>審議会・研究会等>障害保健福祉部が実施する検討会等
> 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（平成30年度報酬改定）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=446935>

2. 障害者基本計画（第4次）の各論についての協議が終了する ～内閣府「第38回障害者政策委員会」開催～

内閣府は、9月25日（月）に第38回障害者政策委員会（委員長：石川准静岡県立大学教授／以下、「政策委員会」）を開催しました。

現在、政策委員会では、平成30年～34年を期間とする第4次障害者基本計画の「各分野における障害者施策の基本的な方向」の各論についての審議が行われています。

第38回では、冒頭、事務局より総務省統計委員会障害統計の充実に係る審議の報告が行われました。報告では、障害者統計の充実について、整備の重要性について認識しつつも、具体的な取組課題が想定されていないことから、次期基本計画の「施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」の一つとして盛り込むこととなった旨の説明がありました。

その後、第4次障害者基本計画の「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」及び「保健・医療の推進」について審議が行われました。

（1）自立した生活の支援・意思決定支援の推進

「自立した生活の支援・意思決定支援の推進」では、「重症心身障害児については、本人だけでなく、家族の都合により日中活動系サービスを利用できなくなることも多く、日中活動系事業所の欠席率が高くなりがちである。そうした状況においても日中活動系事業所の経営が揺らぐことの無いような仕組みとしていただきたい。」「意思決定支援の推進について、成年後見制度が最良の制度ではない。『成年後見の適切な利用を進めながら意思決定支援法等を立法化する必要がある』と記載いただきたい」「第三者評価の経済的負担がかなり厳しいため、費用面での軽減策を講じていただきたい」「障害福祉サービスの継続と質の向上に向け、幅広く人材確保し、定着していくための検討を項目に加えていただきたい。」等、委員から多くの意見が挙がりました。

こうした意見に対し、厚生労働省からは「重症心身障害児の日中活動の場の充実については、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の際に議論したい」「意思決定支援法については今後の課題である。まずは成年後見制度の利用促進について記載したい」「第三者評価の費用負担については、現在取りまとめている障害福祉サービス等経営実態調査の結果

を踏まえ、対応を検討していきたい」「人材確保については、職員を多く配置した際の評価のあり方等含めて今後検討したい」との回答がありました。

(2) 保健・医療の推進

「保健・医療の推進」でも、「障害者の権利と合理的配慮に関する医療従事者等への研修を行なう旨を記載いただきたい」「数値目標が掲げられているが、数値目標が適切なのか検証が必要ではないか」等委員から多くの意見が出されました。

こうした意見に対し、厚労省は「後日整理したうえで改めて回答したい」と述べました。

今回の委員会において、全ての各論についての審議が終了しました。次回は10月20日(金)に開催される予定であり、これまで審議されてきた各論の修正案について審議が行われる予定です。

第38回委員会の資料等につきましては、下記URLをご参照ください。

[内閣府HP]ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ>障害者施策>もっと詳しく>推進体制
>障害者政策委員会>第38回 障害者政策委員会 議事次第

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_38/index.html

3. 新サービスの「共生型サービス」や、補装具の借受に関する省令項目が審議される ～第86回社会保障審議会障害者部会を開催～

厚生労働省では、第86回社会保障審議会障害者部会を9月20日に開催し、報酬改定検討チームで議論された「共生型サービス」や、改正障害者総合支援法に基づく「補装具費支給制度における借受けの導入」について、審議が行われました。

(1) 共生型サービス

厚生労働省より共生型サービスのイメージについては、下表のとおり4つの類型が示されています。

共生型サービス【イメージ】				
介護保険事業所を障害児者が利用	I	※I～Ⅲは相互に共通するサービスを対象		
	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の介護保険と障害福祉の指定を両方受ける ・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施) ・介護保険と障害福祉の両方の制度の基準を満たす <p>※報酬額は通常</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉(共生型)の指定を受ける ・一体的運用 ・介護保険の制度の基準を満たすが、サービスの質や専門性に配慮しプラスα(サービス管理責任者、保育士・児童指導員の資格職の配置) 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉(共生型)の指定を受ける ・一体的運用 ・介護保険の制度の基準を満たすのみ(現行の障害の基準該当サービスと同じ) <p>※報酬額は低い</p>	
	III			<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険と障害福祉の相互に共通するサービス以外の組み合わせ ・通常の介護保険と障害福祉の指定を両方受ける ・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施) <p>※報酬額は通常</p>
	※加算は、どのパターンでも、それぞれの制度の算定要件を満たせば取得可			
* 障害福祉事業所を高齢者が利用する場合については、社会保障審議会 介護給付費分科会で検討。				

「共生型サービス」に関して、出席された委員からは以下のような意見がありました。

- 共生型サービスの類型Ⅰ（介護保険と障害福祉の指定を受ける）については、現行の指定基準、報酬を維持してもらいたい。
 - ⇒（厚生労働省）類型Ⅰは介護保険、障害福祉両方の指定を受けるため、現行の基準、報酬を維持することになる。
- 共生型サービスの第4の類型（点線囲み）で挙げられている「介護保険と障害福祉の相互に共通するサービス以外の組み合わせ」にはどんなものが挙げられるのか。
 - ⇒（厚生労働省）類型「Ⅰ」は完全に指定基準を満たす事業所であるが、通知やガイドラインによる運用により実施してよいものをイメージしているので、指定基準を満たすものではないものも含んでいる。障害福祉サービスで言えば、就労系サービスなどが挙げられる。
- 視覚障害者が利用してきた代筆や代読などは、介護保険制度における共生型サービスでは提供されないと思うが、介護給付費分科会での議論だけでは、障害特性に応じた支援がされるのか不安がある。
 - ⇒（厚生労働省）介護保険サービスで提供していないサービスについては、上乘せ・横だしサービスとして提供することとなる。
- 「障害福祉事業所が介護保険事業所としての指定を受ける基準」は、介護給付費分科会のみで検討するのではなく、障害福祉関係者の意見を反映できるように障害者部会の中で議論する場を設けてもらいたい。
 - ⇒（厚生労働省）担当部局とも連携し、どのような対応が可能かを検討したい。
- 介護保険事業所が共生型サービスの指定を受ける際に、新たな規制は求めないとある（障害福祉制度に既に基準該当サービスが存在するため）が、障害福祉サービス事業所が共生型サービスの指定を受ける場合も新たな規制は求めないのか。
- 共生型サービス類型Ⅱで専門人材の配置の評価とあるが、体制だけでなく支援の質の評価の検討もお願いしたい。相談支援専門員とケアマネジャーの連携は、将来的に両者の担う業務自体も共生型サービスに盛り込めれば、人材不足の地域は助かる。

共生型サービスについては、今後も引き続き、検討チームにより、指定基準や報酬等について協議が進められることとなります。

（２）補装具費支給制度における借受けの導入

平成30年4月1日に施行される改正障害者総合支援法（平成28年5月25日成立、同年6月3日公布）において、補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする旨、明記されました。

本障害者部会では、法律により省令事項として定められた「補装具の借受けによることが適当である場合」について、厚生労働省より下記の3つの要件が示されました。

（補装具の借受けによることが適当である場合について）

- ① 身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合

また、補装具費支給制度における借受けにおいて、①対象となる種目、②想定される支給決定プロセス、③借受け中に修理が必要な事項など、厚生労働省に設置された補装具評価検討会の検討状況について、報告がありました。

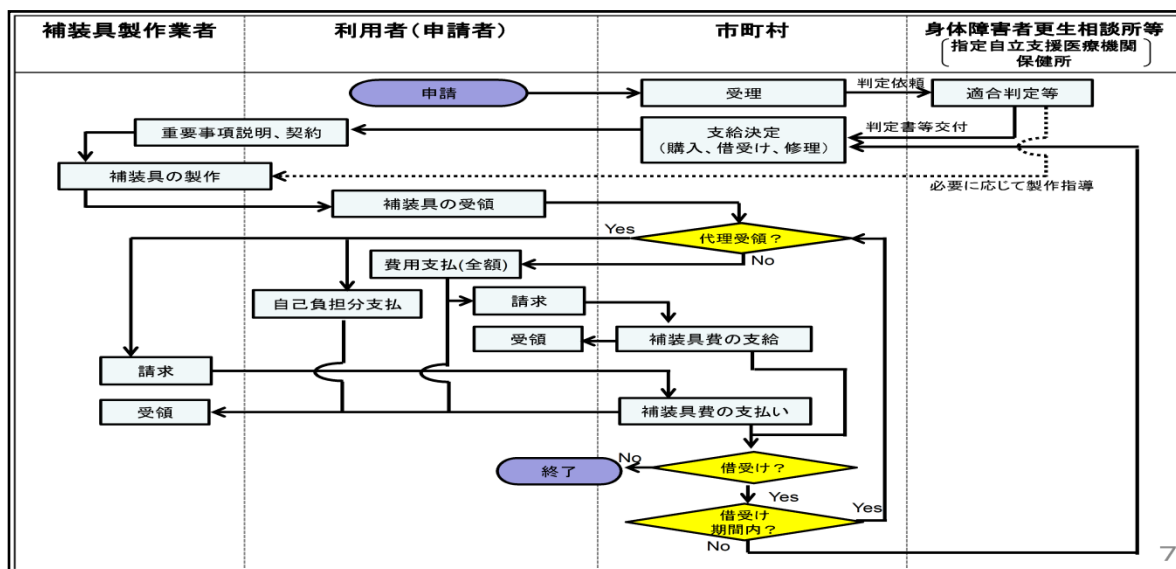
① 補装具費支給制度における借受けにおいて対象となる種目について

場面	対象種目等
成長への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 座位保持装置の完成用部品のうち、「構造フレーム」 座位保持装置…自力で座位姿勢を保持できない方等が安定した座位を保持するための用具 ● 歩行器 歩行器…歩行機能を補うため、移動時に体重を支える用具 ● 座位保持椅子 座位保持椅子…姿勢を保持することが困難な障害児が日常生活の中で使用する用具
障害の進行への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度障害者用意思伝達装置(本体のみ) 重度障害者用意思伝達装置…重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者が意思の伝達を行うための用具。 ※運動機能は低下するが言語の獲得によりスキルが向上する場合があります。ことに留意する。
仮合わせ前の試用	<ul style="list-style-type: none"> ● 義肢、装具、座位保持装置の完成用部品 完成用部品…義肢装具および座位保持装置を完成させるのに必要な部品 義肢…上肢又は下肢に欠損のある方の欠損を補完し、又は失われた機能を代替するための用具。義手、義足。 装具…上肢若しくは下肢又は体幹の機能に障害のある方の機能を回復させたり低下を抑制したその機能を補完したりするための用具。

- ・ 借受けは、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関等によりその必要性を判定した上で、支給を決定。
- ・ 障害児の申請については、身体障害者更生相談所の助言を求めることが望ましい。
- ・ 対象となる種目は補装具告示第1項に規定するいわゆる「特例補装具」を除く。
- ・ 補装具のうち、申請前の訓練において使用される種目については、医療保険と補装具費支給制度の関係性について整理が必要であり、継続して検討。
- ・ 当面は上記の種目を対象とするが、将来的な対象種目等については引き続き検討。

6

② 想定される支給決定プロセス (案)



7

③ 借受け中に修理が必要な事項について (案)

項目	対応案
製品の不具合による故障	事業者が対応すべきでないか
故意による故障等	利用者が負担すべきでないか
通常の使用の範囲内での故障	補装具費の対象とすべきではないか

※所有者が利用者でないことを鑑みると、「修理」として支給するのは適当ではないのではないか。

【対応案】

- 通常の使用の範囲内での故障と判断される場合は、借受けに要する費用の加算として算定することとしてはどうか。
- 借受け中の修理について、契約事項に盛り込むよう、ガイドライン等で規定する等により、事業者や市町村に周知してはどうか。

上記 3 つの事項に関しては、引き続き、厚生労働省に設置された補装具評価検討会により、検討することとしていますが、現時点での考え方について、出席された委員からは以下のような意見がありました。

- 借受けの適切な判断を行うために、現場の医師や訓練士等が関わることが可能な制度としていただきたい。
- 対象とする補装具に、起立保持具、短下肢装具、靴型装具などを追加していただきたい。
⇒（厚生労働省）今後の補装具の借受の実態や意見をふまえ、対象の追加については検討する。
- 義足など日常的に使用するものは故障した場合に外出や仕事に支障が出てしまうため、2足分の支給としていただきたい。
⇒（厚生労働省）現行においても障害の状況を勘案し、就職上、教育上必要な場合は複数支給を認めており、今後もその対応を制限する内容ではない。

（3）その他

事務局（厚生労働省）より、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた主な論点や、障害児入所施設の移行に関する今後の方針について報告がありました。

【障害児入所施設の移行に関する今後の方針】

平成 22 年の児童福祉法の改正により、18 歳以上の障害児については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、平成 24 年度の法施行より障害者施策で対応することとされています。

しかし、施行後に指定基準を満たすことが困難な場合もあり、現に障害児入所施設に入所している 18 歳以上の者が退所させられることがないよう、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなす旨の「見なし規定」が設けられ、平成 30 年 3 月末を移行期限としていました。

今般、見なし規定の期限を迎えるにあたって、下記のとおり、今後の方針が示され、部会において了承されました。

【福祉型障害児入所施設】

特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等に鑑み、みなし規定の期限を、3 年延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

【医療型障害児入所施設等】

平成 26 年の「障害児の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要が

ある」とされたことから、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型入所施設と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定を恒久化する。

今回の議事録（映像）及び配布資料につきましては、下記 URL をご参照ください。

[厚生労働省HP] ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)
>社会保障審議会障害者部会(第86回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000177565.html>

II. その他の関連情報

4. 平成29年度福祉ビジョン21世紀セミナーのご案内

全国社会福祉協議会では、わが国の社会保障・福祉制度のあり方を展望するとともに、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、各種関係機関組織がいかに地域社会において、相互の連携・協働をはかっていくべきか考察し、それらの課題を共有する機会として、「平成29年度福祉ビジョン21世紀セミナー」を開催します。

シンポジウムでは、各福祉分野における質の向上のための福祉人材の確保、育成、定着の取組を紹介いただくとともに、多角的な意見を賜り、全国での人材確保のための一層の取組強化に資することとします。

本セミナーの主な内容は以下のとおりです。皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

【日程】 平成29年11月29日(水)～11月30日(木)

【会場】 全社協・灘尾ホール(東京都千代田区)

【主催】 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

【後援】 厚生労働省

【対象】 社会福祉法人・社会福祉施設等の役員・幹部職員、都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会役員・幹部職員等

【プログラム】

◇11月29日(水)

講演Ⅰ 『少子高齢化・人口減少の社会保障制度の展望(仮題)』

清家 篤 氏(慶應義塾学事顧問(前塾長)・慶應義塾大学 商学部 教授)

講演Ⅱ 『地域包括ケアシステムにおける医療と介護の連携と認知症の人々の支援(仮題)』

遠藤 英俊 氏(国立長寿医療研究センター 長寿医療研修センター長)

講演Ⅲ 『子どもの求めるもの、こころの居場所』

村瀬 嘉代子 氏(一般財団法人 日本心理研修センター 理事長)

◇11月30日(木)

シンポジウム

『喫緊である福祉人材確保・養成・定着と福祉サービスの質の向上の取組(仮題)』

【定員】 200名

【参加費】 15,000円(宿泊費等は別途)

【締切】 平成29年11月15日(水)※定員に達し次第締め切ります。

【申し込み先】

下記URLから申込用紙をダウンロードのうえ、FAXにてお申し込みください。

名鉄観光サービス(株)新霞が関支店(担当:下枝・山辺)

TEL 03-3595-1121 FAX 03-3595-1119

[開催要項ダウンロード]

http://www.shakyo.or.jp/news/20170915_fukushi-vision.pdf

【問合せ先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部

TEL 03-3581-7889 FAX 03-3580-5721

5. 公益財団法人キリン福祉財団 公募助成のご案内

キリン福祉財団では、①「障害の有無・年齢・国籍を問わず、同じ地域やコミュニティで生活する一員として、共に理解し合い・支え合う共生社会の実現を願い、地域における障害児・者、高齢者、子ども等の福祉向上に関わる、幅広いボランティア活動を実施する団体」および②「障害者福祉分野、高齢者福祉分野、児童・青少年健全育成分野、地域社会福祉分野のボランティア活動を長期的な視点に立って全国や広域にまたがり実施している、または活動しようと考えている団体」に対して助成を行います。

①および②の助成の概要および申込みに係る詳細については、下記のURLをご参照ください。

[キリン福祉財団HP]ホーム

>①「平成30年度 キリン・地域のちから応援事業 公募助成」

<http://www.kirinholdings.co.jp/foundation/h30koubo/index.html>

>②「平成30年度 キリン・福祉のちから開拓事業 公募助成」

<http://www.kirinholdings.co.jp/foundation/h30koubo/index2.html>